



令和7年度 高松市会計年度任用職員募集要項

【ケースワーカー(育休代替)】

高松市では、令和7年10月1日採用の会計年度任用職員(ケースワーカー(育休代替))を、次のとおり募集します。

1 募集の内容

人数	3 人程度(育休代替)	
職務内容	生活保護の被保護者等と面接・相談(家庭訪問を含む。)し、最低限度の生活の保障及び自立助長の支援と、それらに付随する事務処理を行います。	
応募資格	・ 生活困窮者等に関して理解がある人 ・ 普通自動車免許(AT 限定可)を有し、普通自動車の運転ができる人 ・ 市民に対する窓口事務を遂行する能力があり、パソコン操作ができる人	
採用日	令和 7 年 10 月 1 日	
任用期間等	令和 7 年 10 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで ※ 職員の育児休業等の取得状況及び勤務実績等により、次年度以降引き続き任用される場合があります。	
勤務時間	原則として、月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分の週 38.75 時間(フルタイム勤務) ※ 休憩 1 時間を含みます。 ※ 業務の必要性により、時間外勤務が発生する場合があります。	
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始	
給与等	本給 204,400 円(地域手当を別途支給) ※ 任用前 5 年間の職務経験により加算される場合があります。 ※ 別途、本市規程に基づき退職手当及び交通費相当額が支給される場合があります。	※ 給与改定等により変更になる場合があります。
期末・勤勉手当	6 月と 12 月(最大 2.3 か月分×2) ※ 在職期間や勤務実績等により、支給月数が変動します。 ※ 初年度の 12 月は満額ではありません。	
社会保険等	健康保険(地方公務員等共済組合)、厚生年金保険及び雇用保険等に加入します。 (任用後 6 月経過後は雇用保険の資格を喪失し、退職手当の受給資格を得ます。また、任用後 12 月経過後は年金制度についても地方公務員等共済組合に加入します。)	
災害補償	市の非常勤の職員の公務災害補償制度が適用されます。 (任用後 12 月経過後は地方公務員災害補償法が適用されます。)	
勤務場所	市役所本庁 生活福祉第一課又は第二課	
休暇等	高松市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する基準を定める規則の規定に基づき付与します。 ※年次有給休暇、特別休暇 等	

- 次の各号のいずれかに該当する人は申し込むことができません。(地方公務員法第16条(欠格条項))
- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 外国籍の人は申し込むことができません。

高松市のホームページからも、募集要項、任用申込書、応募原稿用紙をダウンロードできます。
<アドレス><https://www.city.takamatsu.kagawa.jp>

2 申込手続

受付期間		令和 7 年 8 月 4 日(月)～ 8 月 20 日(水)
提出書類		① 任用申込書 ② 応募原稿用紙 ③ 社会福祉法第19条に基づく社会福祉主事資格を有する場合は、資格を有することを証する書類の写し(学校教育法に基づく大学等を卒業した者については、成績証明書でも可。) ④ 普通自動車免許証(AT 限定可)の写し ※ ③については面接選考日まで提出してください。面接選考日当日の提出でも可。 ※ 「 6 任用申込書等記入要領 」のとおり記入してください。なお、提出書類はお返しできません。(行政文書として管理し、適正に破棄します。)
提出方法	持参	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)
	郵送	■ 必ず「簡易書留」にしてください。※ 8 月 20 日(水)必着とします。 ■ 申込封筒の表に「会計年度任用職員任用申込」と朱書きしてください。
問い合わせ・申込先		高松市役所(2階) 健康福祉局 生活福祉第一課 Tel (087)839-2343 〒760-8571 香川県高松市番町一丁目 8 番 15 号

3 選考方法

書類選考及び面接選考

※応募者はすべて面接選考を行います。

4 面接選考の日程

面接選考は、令和 7 年 9 月 3 日(水)を予定しています。面接日程及び会場については、対象者に文書で通知します。

選考結果は、面接後 15 日以内に文書で通知する予定です。

5 服務等

- (1) 地方公務員法の規定に基づき、採用時(継続任用時を含む。)はすべて条件付きのものとし、採用後 1 か月を良好な成績で勤務したときに高松市会計年度任用職員として正式採用となります。
- (2) 会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ懲戒処分等の対象になります。(営利企業への従事(兼業)等の制限について、適用となります。)
- (3) 1 会計年度内の任用となりますが、職員の育児休業等の取得状況及び勤務実績等により、次年度以降引き続き任用される場合があります。ただし、任用期間については、職員の育児休業等の取得状況等により定めます。(4 会計年度の範囲内)
- (4) 勤務条件等については、人事院勧告等により変更となる場合があります。

6 任用申込書等記入要領

- (1) 受験資格がないこと又は申込書記載事項などが正しくないことが明らかになった場合は、採用されないことがあります。
- (2) 氏名は、戸籍記載のとおり正確に記入してください。
- (3) 「学歴」の欄は、最終学歴から順にさかのぼり、中学校卒業後の学歴を記入してください。
- (4) 「職歴」の欄は、新しい期間のものから順にさかのぼり、記入してください。
- (5) 「パソコン操作」の欄中の「程度」については、下記の表を参考にし、□にチェックを入れてください。

	Word	Excel	その他
初級	文字やデータを入力し、印刷することができる。データファイルを適切に保存することができる。	ファイルに数値を入力したり、修正することができる。	左記以外に使用できるものがあればアプリケーション名を記入し、どの程度操作できるかを簡単に記入してください。
中級	基本的な文書設定や編集機能を使うことができる。	基本的な書式の設定や編集機能、関数を使うことができる。	
上級	複雑な編集機能や図形機能を自由に使うことができる。エクセルとのデータの共有など実用的な文書編集ができる。	複雑な関数やマクロ、ピボットなどを自由に使うことができる。	

- (6) 最後の欄には、必ず自筆で署名をしてください。
- (7) 応募原稿用紙は 400 字以内、手書きで記入してください。

以上